（参考）

京都大学百周年時計台記念館使用規則（抄）

（休館日）
第３　記念館の休館日は、１２月２８日から翌年１月３日までとする。
（施設の使用時間）
第４　規程第３条第２項に定める施設（以下「指定施設」という。）の使用は、記念館の開館日の午前９時から午後９時３０分までとする。
（使用申請）
第５　規程第７条第１項又は第８条の申請は、当該使用しようとする日（複数日に連続してまたがる場合はその最初の日）の１年前から１０日前までに、所定の使用申請書を総長に提出しなければならない。
（使用責任者の責務）
第７　規程第７条第５項の使用責任者（第８第１項において「使用責任者」という。）は、当該指定施設の使用に関し、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。
(1)　指定施設及びその設備、備品等の保全に努めること。
(2)　使用を許可された目的以外に使用しないこと。
(3)　使用を許可された指定施設及びその設備、備品等を他の者に一部又は全部を転貸しないこと。
(4)　使用を許可された指定施設及びその設備、備品等に特別の工作をし、又は許可なく原状を変更しないこと。
(5)　その他総長が指示する事項
（施設使用料）
第８　規程第１１条の施設使用料は、別表に定めるとおりとし、使用責任者が本学の指定する方法により納付しなければならない。
２　一旦納付された施設使用料は、返還しない。
別表
京都大学百周年時計台記念館施設使用料

施設名	使用料
百周年記念ホール（大ホール）	25,000 円
国際交流ホール１室利用	5,000 円
国際交流ホール２室利用	10,000 円
国際交流ホール３室利用	15,000 円
会議室Ⅰ	1,000 円
会議室Ⅱ	1,000 円
会議室Ⅲ	2,000 円
会議室Ⅳ	2,000 円
ピアノ（大ホール）	1,000 円

備考
１　上記表中の使用料は、１時間の施設使用に係る金額であり、これに当該施設使用時に係る金額であり、これに当該施設使用時間数を乗じた後、消費税相当額を加算した金額を、施設使用料とする。
２　１時間未満の施設使用及び１時間を超える施設使用に係る１時間未満の端数については、それぞれ１時間の施設使用として、施設使用料を算出するものとする。
３　複数の施設を使用する場合については、各施設の使用料を合算した後、消費税相当額を加算した金額を、施設使用料とする。
４　規程第３条第２項第１号（総長が必要と認めるものを除く。）及び同項第２号に掲げる行事に使用する場合の施設使用料は、上記表中の使用料の額を半額にして算出するものとする。